

- ・単独で設置された出先事務所（知事部局）（17所属）
- 教育委員会（県立学校29・出先機関2）（31所属）
- 警察（警察本部2・警察署12）（14所属）

- イ 監査対象とした事務
平成26年度に実施した一般競争入札や貸付料の調定等貸付業務全般
- エ 委託契約における長期継続契約の事務
平成26年度に長期継続契約の対象となる業務委託契約を行った138所属を対象とした。

- イ 監査対象とした事務
平成26年度に実施した長期継続契約の対象となる業務委託の契約事務のうち、予定価格10万円以上の委託契約（464件）

第3 監査の結果

1 庁舎等の管理業務に係る委託契約事務の概要（定例監査重点事項）

(1) 管理業務の実施状況

平成26年度中に行った庁舎等の管理業務に係る契約は、115所属で599件であった。昇降機、浄化槽及び消防設備等の保守管理については、法令等で点検・検査回数等が決められ、それぞれ有資格者が行うこととなっており、実施にあたっては、根拠法令等を十分理解する必要がある。また、廃棄物運搬処理に係る業者については、県や市町村の許可が必要となる。このことから、契約における業者の資格要件の確認は必須であるが、67件の契約において確認を行っていないかった。

警備・機械警備や清掃については、検査回数等に係る法令等による具体的な基準はないが、庁舎管理業務を行う際は、履行確認を適切に行う必要がある。監査の結果、全ての契約において、履行確認は適切に行われていた。

監査対象機関別、業務別の内容は、次表のとおりである。

※表内は契約件数	対象所属数	本庁	合同庁舎	単独出先	教育委員会	警察	企業局	合計	管理業務	
									全契約数	契約件数
	23	5	9	32	46	18	5	115	23	599
昇降機		2	5	8	23	2	2	42	0	6
①契約件数		0	0	0	2	0	0	0	0	0
②担当者が見積法等を理解していないもの		0	0	0	4	0	0	0	0	0
③検査回数等が適切でないもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0
④契約時に、業者の資格要件確認を行っていないかったもの		0	1(0)	3(0)	11(0)	0	0	15(0)	0	0
⑤履行確認が適切に行われていないもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥単独出先		0	0	4	21	1	0	26	0	0
⑦単独出先が法人であるもの		0	4	26	25	41	6	102	0	0
⑧契約件数		0	1	10	1	0	1	13	0	0
⑨担当者が見積法等を理解していないもの		0	1	10	1	0	1	13	0	0
⑩検査回数等が適切でないもの		0	0	1	2	0	0	3	0	0
⑪契約時に、業者の資格要件確認を行っていないかったもの		0	0	2(1)	10(0)	1(0)	0	13(1)	0	0
⑫履行確認が適切に行われていないもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬契約件数		2	11	46	79	13	4	155	0	0
⑭担当者が見積法等を理解していないもの		0	1	4	4	0	0	9	0	0
⑮検査回数等が適切でないもの		0	1	5	9	2	0	17	0	0
⑯契約時に、業者の資格要件確認を行っていないかったもの		0	1(0)	5(0)	16(0)	0	0	22(0)	0	0
⑰履行確認が適切に行われていないもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑱契約件数		1	10	28	39	17	2	97	0	0
⑲契約時に、業者の資格要件確認を行っていないかったもの		0	0	4(0)	8(0)	0	1(0)	13(0)	0	0
⑳履行確認が適切に行われていないもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉑契約件数		3	1	11	7	2	0	24	0	0
㉒契約時に、業者の資格要件確認を行っていないかったもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉓履行確認が適切に行われていないもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉔契約件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉕契約時に、業者の資格要件確認を行っていないかったもの		0	0	4(0)	0	0	0	4(0)	0	0
㉖履行確認が適切に行われていないもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉗契約件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0
㉘契約時に、業者の資格要件確認を行っていないかったもの		0	0	32	3	16	2	68	0	0
㉙履行確認が適切に行われていないもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0

※産業廃棄物処理業務は、継続的に契約がある業務を対象とした。

(2) 指導事項等の件数

平成26年度に行った庁舎等の管理業務についての定例監査の結果は、次表のとおりであり、17所属20件の事務について、不適切な事務処理が認められた。不適切な事務処理として指導事項等としたものは次のとおりである。

	対象所属数 (指導事項等対象所属数)	管理業務別対象所属数(指導事項等対象所属数)						
		昇降機	浄化槽	消防用設備等	一般廃棄物	産業廃棄物	重機・機械類	清掃
本庁	5 (0)	1(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2(0)	4(0)	1(0)
合同庁舎	9 (1)	5(0)	3(0)	9(1)	8(0)	1(0)	8(0)	9(0)
単独出先	32 (6)	7(0)	17(2)	27(4)	22(0)	5(0)	29(0)	27(0)
教育委員会	46 (7)	21(0)	17(2)	43(6)	36(0)	4(0)	7(0)	3(0)
警察	18 (2)	2(0)	13(2)	13(2)	14(0)	2(0)	0(0)	15(0)
企業局	5 (1)	2(0)	4(1)	4(0)	2(0)	0(0)	2(0)	2(0)
合計	115 (17)	38(0)	54(7)	97(13)	83(0)	14(0)	50(0)	57(0)

※指導事項等対象所属は3所属重複している。

浄化槽維持管理業務 (7所属・7件・7契約)

- ・浄化槽法第11条による定期検査(一般社団法人 山梨県浄化槽協会)を行っていないもの 1件
- ・法令等で定められた期間に基づいた保守点検を実施していないもの 5件
- ・浄化槽保守点検業の登録が更新されていない業者と委託契約していたもの 1件

消防用設備等の保守点検業務 (13所属・13件・17契約)

- ・法令等で定められた期間及び回数に基づいた機器点検等を実施していないもの 13件

2 自動販売機設置を目的とした行政財産の貸付事務の概要(定例監査重点事項)

(1) 入札手続き及び契約等について

平成18年の地方自治法改正により行政財産の貸付が可能となり、本県においても平成24年度の貸付から、原則として、契約期間を3年間とする行政財産の貸付けによる方法を導入した。平成24年度からの貸付期間が終了し、平成27年度から新たな契約による貸付が始まることから、平成26年度中に69所属で行われた201件(250台)の契約について、次の点を中心に監査を行った。

- ①一般競争入札について
 - ・入札参加資格の確認は適切か
 - ・予定価格は適切に設定されているか
 - ・落札者の決定は適正に行われているか
 - ・契約辞退に伴う違約金は徴収されているか
- ②契約について
 - ・契約書の記載内容は適正か
 - ・契約保証金の調定は適正か
 - ・契約保証金(前回契約分)の還付は適正か
- ③報告について
 - ・貸付(使用許可) 移動報告書は提出されているか
- ④貸付料について
 - ・調定遅延はないか
 - ・納入遅延に伴う延滞金徴収は適切か

監査の結果、入札から貸付料の徴収に至るまで、管財課で作成した「自動販売機の設置に係る「一般競争入札」マニュアル」等により、概ね適正に行われていたが、4所属5件(11契約)について、不適切な事務処理が認められた。

(2) 指導事項等の件数

不適切な事務処理として指導事項等としたものは次のとおりである。

	対象所属数	契約件数	指導事項等対象所属数(契約件数)	
			貸付料の調定遅延	貸付(使用許可)移動報告未提出
本庁	2	3	0 (0)	0 (0)
合同庁舎	5	10	0 (0)	0 (0)
単独出先	17	31	1 (1)	2 (3)
教育委員会	31	120	1 (1)	1 (6)
警察	14	37	0 (0)	0 (0)
合計	69	201	2 (2)	3 (9)

※指導事項等対象所属は1所属重複している。

- ・貸付料の調定が遅延していたもの (2所属・2件・2契約)
- ・貸付(使用許可) 移動報告書が提出されていないもの (3所属・3件・9契約)

3 委託契約における長期継続契約の概要 (行政監査)

(1) 制度の概要

平成16年5月26日の地方自治法の一部を改正する法律(平成16年法律第57号)により、それまで電気、ガス若しくは水の供給などの契約に認められた長期継続契約の対象範囲が、その他政令で定める契約として、翌年度にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約に拡大され、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものとされた。

平成17年10月、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(以下「条例」という。)を制定し、その具体的な運用については、平成17年10月20日付け出管第447号「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について(通知)」(以下「運用通知」という。)が全庁に通知された。

○運用通知(抜粋)

1 条例の概要

(1) 内容

地方自治法施行令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 清掃、建物及びその付属設備の維持管理、廃棄物の処理、警備その他の役務の提供を受ける契約で、年間を通じて役務の提供を受けることを要するもの
- 2 長期継続契約を締結できる契約

別表に掲げられているものであっても、条例に示された次の要件に該当しないものについては、長期継続契約を締結できない。

- ・ 役務の提供(条例第2号)
- 「年間を通じて役務の提供を受けることを要するもの」であること。
- ※「年間を通じて」とは「毎年4月1日から継続的に」の意。

3 契約締結の際の留意事項

(1) 契約期間

- ・ 条例第1号に規定する契約 略
- ・ 条例第2号に規定する契約 3年とする。ただし、「物品の維持管理業務」にあっては、維持管理の対象となる物品について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(S40.3.31 大蔵省令第15号)に規定する耐用年数によるものとする。

(2) ～(8) 略

(9) 変更契約
物価の変動等やむを得ない事情がある場合を除き、変更前の条件に基づき競争に参加した他業者に対して不公平となるので行うべきでない。

4 略

5 その他
条例の適用を受ける契約及び契約期間などについて、この通知に定められたものと異なる扱いをしようとするときは、出納局長に協議すること。

(2) 長期継続契約の契約状況

①対象業務別の契約状況

平成26年度に運用通知の別表に定められている長期継続契約の対象となる業務の契約状況は次の表のとおりである。警備・機械警備及び物品の維持管理の業務に係る契約が半数近くを占めている。また、長期継続契約の導入率は警備・機械警備が高く物品の維持管理は低い状況であった。

条例上の表示	長期継続契約の対象業務	契約件数(a)	長期継続契約件数(b)	単年度契約件数(a)-(b)	導入率 (b)/(a)×100
清掃	清掃	46	42	4	91%
	エレベーター点検	45	38	7	84%
	空調設備点検	13	7	6	54%
	浄化槽点検	7	4	3	57%
	ボイラー運転	1	1	0	100%
	ボイラー関連機器整備業務	3	3	0	100%
	発電量空調の状況などの中央監視	38	38	0	100%
	受託者が清掃法上の許可を受けていることを要する業務	18	10	8	56%
廃棄物処理	警備	13	13	0	100%
	機械警備	99	96	3	97%
	物品の維持管理	111	46	65	41%
	行政に関わる情報の提供	1	0	1	0%
	代用監獄に留置された者の健康診断	0	0	0	-
	医療の提供に係る業務	10	10	0	100%
	犯罪に関わる車両の運搬	8	1	7	13%
	スケジュールの運行	6	0	6	0%
	電子計算機の操作及び電磁的記録の保管	27	11	16	41%
	環境保全のための監視	1	1	0	100%
	給食	5	2	3	40%
	駐車場整理	1	0	1	0%
	消防防災ヘリコプター運転	1	0	1	0%
	電話交換	3	3	0	100%
	出納局長への協議によるもの	7	7	0	100%
その他	合計	464	333	131	72%

	本庁	出先	計
所属数	48	90	138

②本庁・出先別の契約状況

本庁・出先別の長期継続契約の契約状況は次の表のとおりである。
 出先機関では、長期継続契約の導入率が全体として8割であった。本庁においては6割程度であるが、特に物品の維持管理において、件数は多いが導入率が低い結果であった。

条列上の表示	本庁			出先		
	契約件数(a)	長期継続契約件数(b)	導入率b/a×100	契約件数(c)	長期継続契約件数(d)	導入率d/c×100
清掃	8	5	63%	38	37	97%
エレベーター点検	5	3	60%	40	35	88%
建物及び空調設備点検	1	0	0%	12	7	58%
その他付属設備維持管理	0	0	-	7	4	57%
ボイラー運転	0	0	-	1	1	100%
ボイラー関連運搬機器整備業務	0	0	-	3	3	100%
発電機空調の状況などの中央監視	0	0	-	38	38	100%
受託者が清掃法上の許可を受けていることを要する業務	1	1	100%	17	9	53%
警備	2	2	100%	11	11	100%
機械整備	54	51	94%	45	45	100%
浄化槽点検	66	18	27%	45	28	62%
物品の維持管理	1	0	0%	0	0	-
行政に関する情報の提供	1	0	0%	0	0	-
犯罪に關する重面の運搬	0	0	-	10	10	100%
医療の提供に係る業務	0	0	-	8	1	13%
犯罪に關する重面の運搬	0	0	-	6	0	0%
スクリーンズ運行	0	0	-	6	3	50%
電子計算機の操作及び電磁的記録の保管	21	8	38%	6	0	-
環境保全のための監視	1	1	100%	4	1	25%
給食	1	1	100%	0	0	-
駐車場管理	1	0	0%	0	0	-
消防防災ヘリコプター運航	1	0	0%	0	0	-
電話交換	1	1	100%	2	2	100%
出納局長への協働によるもの	5	5	100%	2	2	100%
合計	169	96	57%	295	237	80%

(3) 長期継続契約を行わない理由

長期継続契約については、運用通知上、契約締結の際の留意事項の一つとして、物価の変動等やむを得ない事情がある場合を除き、変更前の条件に基づき競争に参加した他業者に対して不公平となるので、変更契約を行うべきでないとしている。このため、変更契約が見込まれる場合には、単年度契約が行われているが、長期継続契約を行わない主な理由は次のとおりであった。

- ・施設等の改修・解体によるため
- ・設備の老朽化により、長期によるメーカー等の対応が困難なため
- ・システムの改修、更新、廃止によるため
- ・保守対象物品のリース期間によるため
- ・契約金額の変更が見込まれるため

このほか、特に理由がなく、長期継続契約制度の理解不足から単年度契約で行われている事例が多く見受けられた。

なお、条例の適用を受ける契約及び契約期間などについて、運用通知に定められたものと異なる扱いをしようとするときは、出納局長に協議することとなっているため、長期継続契約の対象となる業務について単年度契約を締結しようとする場合、条例の適用にはなるが運用通知上の対象業務ではない役務の提供について、長期継続契約を締結しようとする場合などには、出納局長に協議を行うこととなる。今回の監査で、運用通知に基づく出納局長への協議が行われていなかったとして、指導事項とされたものは、次の表のとおりである。

条列上の表示	長期継続契約の対象業務	定例監査において指導事項のあった所属数	定例監査において指導事項とされた契約件数(a)	左のうち特段の理由がなく、単年度契約が行われていた契約件数(b)	割合 (b)/(a)×100
建物及びその付属設備維持管理	エレベーター点検	4	4	2	50%
警備	空調設備点検	6	6	2	33%
その他	浄化槽点検	3	3	3	100%
	受託者が清掃法上の許可を受けていることを要する業務	7	7	5	71%
	機械整備	2	2	0	0%
	物品の維持管理	23	50	15	30%
	行政に関する情報の提供	1	1	0	0%
	スクリーンズ運行	3	3	0	0%
	電子計算機の操作及び電磁的記録の保管	10	15	2	13%
	給食	1	1	1	100%
	合計	60	92	30	33%

※同一所属で複数の対象業務の契約を行っている場合があるため、定例監査で指導事項とした所属数と一致しない。

(4) 長期継続契約を行ったことによるメリット

現に長期継続契約を行っている契約事務において、次のような意見があった。

- 事務の効率化に係る意見
 - ・毎年入札を行わずに良い、毎年見積合わせを行わずに良い
 - ・毎年の契約準備行為の回数が減るため、事務の効率化になっている
 - ・業者交替によって必要となる引継にかかる負担の軽減、など
- 良質なサービスの確保に係る意見
 - ・執務室の広さや清掃にかかる所要時間、清掃・トイレ用品の保管場所など清掃業務に係るノウハウが蓄積され、業務の引継ぎ等でも混乱が生じない

(6) 経費の削減状況

長期継続契約が行われているもののうち、契約内容の変更等を除き、単に入れ・見合わせによる結果を理由として、前回の契約額との増減を比較した結果は次のとおりであった。運用が開始して10年が経過する中で、平成26年度に単年度契約から長期継続契約に切り替えた契約は少なかったが、1年当たりの契約額で比較した場合、21件中15件の契約で減額の結果となった。なお、増額となった6件の契約は全て清掃業務であった。

単年度契約から長期継続契約のケース	
契約額	件数
減額になった	15
同額だった	0
増額になった	6
合計	21

減額となった15件の長期継続契約の対象業務の内訳は次のとおりである。

- 内訳) 清掃・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8件
 発電量空調の状況などの中央監視・・・・ 2件
 機械警備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
 エレベーター点検・・・・・・・・・・・・ 1件
 電子計算機の操作及び電磁的記録の保管 1件
 環境保全のための監視・・・・・・・・・・ 1件

なお、契約期間満了に伴い、長期継続契約から引き続き長期継続契約のケースにおいて、112件中95件の契約で減額の結果となった。

長期継続契約から長期継続契約のケース	
契約額	件数
減額になった	95
同額だった	1
増額になった	16
合計	112

減額となった95件の長期継続契約の対象業務の内訳は次のとおりである。

- 内訳) 警備・機械警備・・・・・・・・・・・・ 55件
 エレベーター点検・・・・・・・・・・・・ 15件
 清掃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12件
 発電量空調の状況などの中央監視・・・・ 4件
 受託者が廃掃法上の許可を受けていることを要する業務・・・・・・・・・・・・ 3件
 浄化槽点検・・・・・・・・・・・・・・ 2件
 空調設備点検・・・・・・・・・・・・・・ 1件
 物品の維持管理・・・・・・・・・・・・・・ 1件
 医療の提供に係る業務・・・・・・・・・・・・ 1件
 電子計算機の操作及び電磁的記録の保管 1件

(5) 長期継続契約を適用したことによる問題点

長期継続契約を行っている上での問題に対する意見について、ほとんどの所属において特段の問題はなかった。少数意見として、次の内容があった。

- ・変更契約時の事務負担 (消費税増税なども含む)
- ・競争原理が働き過ぎて業者の営利活動に支障が出て、受託業者が事業停止していった (清掃)
- ・契約期間中に業者の変更ができない 新規業者の参入阻止
- ・長期継続契約の途中で、受託業者が倒産等した場合の対応に苦慮が想定される

○経費の削減に係る意見

- ・警備用の機械を年度毎に入れ替える必要がないため、それにかかる費用が新たに生じることがない
- ・長期継続契約を行ったことで契約額が減額された、など
- ・優良業者と安定した関係での業務を継続できる
- ・一社が長期間従事することとなるため、管理面、防災面から望ましい、など

○その他

- ・警備用の機械を年度毎に入れ替える必要がないため、職員が入退行時の警備機械操作で困惑することが生じにくい
- ・機械警備のための設備の入替作業が複数年ごとに実施されるため、庁舎設備管理の煩雑化が防げる、など

4 監査結果に基づく意見

4-1 庁舎等の管理業務に係る委託契約事務について (定例監査重点事項)

監査を実施した結果、概ね適切に行われていると認められたが、一部において不適切な事務処理が見受けられた。

平成27年度定例監査の結果、庁舎等の管理業務にかかる指導事項等は17所属20件であった。その内容を見ると、法令等の理解不足による検査等の実施回数、錯誤が主なものである。以下、定例監査重点事項について意見を述べる。

① 昇降機の保守点検業務

昇降機の保守点検については、設置する全所属において適切に行われていた。昇降機保守管理業務委託の契約方法については、全体の61.9%に当たる26件が製造メーカー系事業者との単独随意契約を行っていた。昇降機の運行形態や保守点検の方法等の諸条件は、所属により一様ではないため、競争入札等による契約が可能であるとは一概には言えない。しかしながら、独立系業者の新規参入等、業界を取り巻く状況が変化している中、平成18年度の行政監査「エレベーターの保守管理業務について」において、契約方法について、競争入札や見積合せの導入について検討されたい旨意見を述べた。米年度には、国土交通省から、保守点検業者選定の考え方を示した「昇降機の適切な維持管理に関する指針(仮称)」が示される予定であり、各所属においては、安全性の確保を十分考慮する中で、競争入札や見積合せの導入について検討されたい。

定期検査 根拠法令等：建築基準法第8条、第12条第3項、昇降機の維持及び運行の管理に関する指針第9

定期点検 根拠法令等：建築基準法第8条、昇降機の維持及び運行の管理に関する指針第12

② 浄化槽維持管理業務

浄化槽維持管理について、適切に行われていなかった主なものは、法令等で定められた期間に点検・検査を実施していなかったものである。これについては、担当者が根拠法令を十分理解していないことが要因といえる。各所属においては、法令等や浄化槽の設置状況を把握し、適切な維持管理に努められたい。

保守点検 根拠法令等：浄化槽法第10条、同施行規則第6条

清掃 根拠法令等：浄化槽法第10条

定期検査 根拠法令等：浄化槽法第11条(指定検査機関：(一社)山梨県浄化槽協会)

③ 消防用設備等の保守点検業務

消防用設備等の保守点検について、適切に行われていなかったものは、法令等で定められた期間に点検を実施していなかったものである。そのうち1件は、3年に1回の試験が義務づけられている連結送水管の耐圧試験を行っていないかであった。これらについては、担当者が根拠法令等を十分理解していないことが要因といえる。各所属においては、法令等や機器等の設置状況を把握し、適切な保守管理に努められたい。

機器点検及び総合点検 根拠法令等：消防法第17条の3の3、同施行規則第31条の6
平成16年消防庁告示第9号

耐圧試験(連結送水管等) 根拠法令等：消防法第17条の3の3、同施行規則第31条の6
平成16年消防庁告示第9号

昭和50年消防庁告示第14号

④ 一般・産業廃棄物処理業務

一般・産業廃棄物処理業務については、概ね適正に処理されていたが、契約書において、予定数量や単価などの必要事項が記載されていないものがあった。

また、産業廃棄物の運搬・処分等の委託契約は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行令第6条の2第4号の規定により、金額等にかかわらず、契約書を作成することとなっているが、契約書を作成していないものが2所属あった。各所属においては、法令等を十分理解し、適切な事務の執行に努められたい。

⑤ 警備・機械警備業務、清掃業務

警備、清掃業務については、全て適切に行われていた。今後とも、履行確認等を十分に行い、適切な事務の執行に努められたい。

4-2 自動販売機設置を目的とした行政財産の貸付事務について (定例監査重点事項)

監査を実施した結果、概ね適切に行われていると認められたが、一部において不適切な事務処理が見受けられた。その内容は、貸付料の調達遅延などの事務処理ミスによるものである。以下、定例監査重点事項について意見を述べる。

① 貸付料の調達が遅延していたもの (2所属・2契約)

貸付料は、「行政財産の貸付により自動販売機を設置する場合の事務取扱要領」において、各年度の年額を毎年度4月30日までに徴収するものとされている。調達の遅延は、担当者の調達同いの作成遅延によるもので、単純な事務処理ミスといえる。事務の遂行に当たっては、担当者が注意することはもちろんであるが、業務の進行管理は、管理監督者の責務であることから、所属全体として再発防止に取り組みされたい。

② 貸付(使用許可)移動報告書が提出されていなかったもの (3所属・9契約)

公有財産の貸付については、「山梨県公有財産事務取扱規則」第50条第2項において、「課長及びかみ・長は、その管理に属する公有財産について貸付け若しくは使用の許可があったとき又は当該貸付け若しくは使用の許可があった財産に係る契約若しくは許可の内容に変更があったときは、直ちに第11号様式の2の貸付(使用許可)移動報告書にその事実を証する書類を添えて主管の部長を経て総務部長に提出しなければならない。」と定められている。これらに係る事務が、年度末の繁忙期に重なるため、失念する事例が多くなると思われるので、貸付や使用許可の起案時に同時に処理するなど、改善を図られたい。

4-3 長期継続契約の効果的な運用について (行政監査)

監査を実施した結果、事務の効率化、経費の削減、良質なサービスの確保などにおいて、長期継続契約は概ね効果的に運用されているものと認められたが、一部において、不適切な事務処理が見受けられた。以下、行政監査について意見を述べる。

長期継続契約制度の適切な運用に向けて、これまで財務規則の一部改正やマニュアル等の整備、研修会の開催などが行われ、その結果、長期継続契約の導入によって一定の成果を上げている。こうした中、今後、長期継続契約の更なる効果的な運用を図っていくため、留意すべき事項として、次の点が考えられる。

① 特段の理由もなく、単年度契約が繰り返され、事務処理の簡素化や良質なサービスの確保、経費の削減が損なわれる恐れがある点

今回の監査において、施設の改修などといった特段の理由もなく、単年度契約が行われている事案が見受けられたが、長期継続契約を適用したことによる問題点がほとんど無かった今回の結果を踏まえ、[「継続的・安定的な業務の実施」、「事務の効率化」、「経費の削減」といった観点から、個々の契約内容に忠じて、制度に照らして適切に判断される中で、単年度契約にすべき特段の理由がない限り、長期継続契約の活用を積極的に推進されたい。

② 制度に対する理解が不十分なことにより、必要な事務手続きが行われていない点

単年度契約など運用通知に定められた契約期間と異なる契約が行われていたが、運用通知に基づく出納局長への協議が行われていないものが見受けられた。制度に対する理解があれば、運用通知に定める協議が行われ、長期継続契約とすべきかどうかなどの検討がなされ、より適切な契約が行われたものと考えられる。長期継続契約制度に対する理解やその事務手続きの遵守について、部局や制度所管課による研修、所属内での事務引継ぎなど、より適切な対応を図られたい。

③ 運用通知等における制度適用の可否や協議の必要性の有無について、分かりにくい点

制度の運用に関して、「協議が必要との認識がなかった。」との声が多く、所属から聞かれた。制度所管課においては、解釈に誤解が生じないように、運用通知等による取り扱いをより一層明確に示すべきである。また、施設等の改修など、あらかじめ長期継続契約が適当ではない明白な理由がある場合には、協議を不要としたり、事前報告のみとするなど、事務の簡素化も視野に入れながら、運用通知等の見直しを検討されたい。

このほか、長期継続契約制度の弾力的な運用方法として、年度末、年度初めは契約事務が集中するため、事務処理ミスの防止、負担軽減の観点から契約の始期を4月1日ではなく、年度中途から開始し、複数年契約を行うといった活用方法も考えられる。その取り扱いの是非を含め、併せて検討されたい。

4-4 総合的な意見

今回の監査において、庁舎等の管理業務及び業務委託契約における長期継続契約の経済的効果や運用上の問題点等を、監査項目ごとの意見の中で明らかにした。

庁舎等の管理業務について、法令等で定められた検査等を適切に行っていないものうち、特に、消防用設備等の保守点検業務については、数年に1回の設備等もあるため、法令等の理解不足により適切な管理を怠ることは、重大な事故につながるおそれもあることから、十分注意する必要がある。

また、契約における業者の資格等要件の確認については、出納局管理課から、「契約事務の適正な執行について」(平成24年3月30日付け出管第2008号)の通知が發出されていることから、同通知を参照のうえ、確実に確認したうえで契約を締結されたい。

庁舎等の管理を行う所属においては、今回の監査結果を踏まえ、必要な検査等について、年間スケジュール表を作成し、複数の職員による進捗状況の確認を行うなどの措置を講じ、適切かつ効率的な執行に努められたい。さらに、人事異動時においては、事務引継ぎマニュアルや年間スケジュール表などにより、設備ごとの検査時期について、確実に事務引継ぎがなされるよう留意されたい。

次に、長期継続契約の効果的な運用においては、清掃、建物及びその付属設備の維持管理、警備などの業務委託については、条例や運用通知に基づき長期継続契約が認められているが、長期継続契約は予算単年度主義の特例であり、議会の議決も要しないことから、その運用については厳格に行われるべきものである。

その上で、その積極的な運用は事務の効率化、良質なサービスの確保、更なる経費の削減効果が期待できることから、単年度契約に比べ仕様変更や契約金額の見直しを行う点で制約があることも考慮しつつ、業務内容の精査、類似業務の情報収集等による適切な予定価格の設定及び競争性の一層の確保に留意する中で、制度の活用を図られたい。

また、限った運用が行われないうち、執行所属や制度所管課等においては、マニュアル等の整備、研修会の実施、事務引継ぎの徹底などを通じて、機会あるごとに制度とその運用について周知されたい。

さらに、明らかとなった問題点の多くは、1人の担当者が、広範囲で多種多様な事務を担っていることに加え、年度末、年度初めには事務手続きが集中することもあり、関係法令等への理解が不十分なまま、事務を執行している現状を反映しているものと考えられる。このため、特定の担当者に負担が偏らないよう、管理監督者が適切に関与し、事務の平準化や業務の進行管理の徹底、事務担当者同士の情報交換の促進など、組織全体の問題と捉え対応されたい。

■参考資料（行政監査）

○地方自治法

（長期継続契約）

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信業務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

○地方自治法施行令

（長期継続契約を締結することができる契約）

第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は業務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

○「地方自治法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（抜粋）

（平成16年11月10日付け各都道府県知事あて総務省自治行政局長通知）

長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大関係（令第167条の17関係）

- (1) 法第234条の3で具体的に規定されている電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信業務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約のほか、長期継続契約を締結することができる契約として、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は業務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとされたこと。
- (2) 上記(1)に該当する契約としては、南慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年4月1日から業務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になるものであること。例えば、OA機器を借り入れるための契約、庁舎管理業務委託契約等が想定されるものであること。
- (3) 上記(1)の契約の締結に当たっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべきものであること。

○山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- 一 印刷機、複写機、電子計算機及びその関連装置、フアクシミリ装置その他の物品を借り入れる契約で、翌年度以降にわたり契約を締結することが南慣習となっているもの
- 二 清掃、建物及びその付属設備の維持管理、廃棄物の処理、警備その他の業務の提供を受ける契約で、年間を通じて業務の提供を受けることを要するもの

別表

条例の適用を受ける契約
2 第2号（業務の提供）

条例上の表示	対象業務
清掃	清掃
建物及びその付属設備維持管理	エレベーター点検、空調設備点検、浄化槽点検、ボイラー運転、ボイラー関連機器整備業務、発電量空調の状況などの中央監視
廃棄物処理	受託者が廃掃法上の許可を受けていることを要する業務
警備	警備、機械警備
その他	物品の維持管理 事務機器メンテナンス、ソフトウェアの技術支援やバージョンアップ 行政に関する情報の提供 行政に関する情報、一般行政に関する情報 代用監獄に留置された者の健康診断 医療の提供に係る業務 犯罪に関する車両の運搬 スクールバス運行 電子計算機の操作及び電磁的記録の保管 環境保全のための監視 給食 駐車場整理 消防防災ヘリコプター運航 電話交換
	①受付業務 ②会計業務 ③薬剤以外の医療に関する消耗品の発注及び在庫管理業務 ④放射線の取扱に関する業務 ⑤診療報酬請求事務 犯罪捜査のための証拠品となる車両の運搬にかかる業務 汎用機オペレーション、SEの派遣及びUSEによる技術支援、データ入力、磁気テープの保管 ①大気汚染防止法第22条の規定による常時監視 ②水質汚濁防止法第15条の規定による常時監視 ③地下水水位観測 学校給食、病院給食

平成27年度 財政的援助団体等 監査結果

1 監査対象団体及び監査の着眼点
 地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

(1) 県が資本金等の4分の1以上を出資(出捐)している団体(以下「出資法人」という。)
 関係法令を遵守し、出資(出捐)目的に沿って運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(以下「補助団体等」という。)
 関係法令を遵守し、補助金等の交付目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(3) 公の施設の管理を行わせている団体(以下「指定管理者」という。)
 関係法令を遵守し、施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

2 監査実施団体
 監査対象団体の中から、次の24団体を選定し監査を実施した。(出資法人)

公益財団法人 やまなし文化学習協会	(")
公立大学法人 山梨県立大学	(")
地方独立行政法人 山梨県立病院機構	(")
社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	(")
公益財団法人 やまなし環境財団	(")
公益財団法人 山梨県林業公社	(")
公益財団法人 小佐野記念財団	(")
公益財団法人 山梨県国際交流協会	(")
公益財団法人 山梨県子牛育成協会	(")
公益財団法人 山梨県体育協会	(")
公益財団法人 山梨県農器移植推進財団	(")
公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター	(")
株式会社 山梨食肉流通センター	(")
公益財団法人 山梨県青少年協会	(")
一般社団法人 山梨県トラック協会	(補助団体等)
山梨県小児救急医療事業推進委員会	(")
公益財団法人 山梨みどり推学会	(")
一般社団法人 山梨県医師会	(")
山梨県農薬会議	(")
社会福祉法人 着渡会	(おゆみの家指定管理者)
社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会	(梨の美家、青檜福祉センター成人寮 ")
合同会社 富士川・切り絵の森	(富士川観光センター、富士川クラフトパーク ")
株式会社 桔梗屋	(富士湧水の里水族館 ")
富士観光開発・富士グリーンテックグループ	(富根丘陵公園 ")

3 監査実施期間
 平成27年8月27日～平成27年11月16日

4 監査対象期間
 平成26年度

5 監査の方法
 監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分
 監査結果は次のとおり区分した。

(1) 指摘事項
 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

(2) 指導事項
 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

(3) 注意事項
 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

(4) 意見
 監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

7 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分毎の集計は、次のとおりである。

(1) 指摘事項	8件
(2) 指導事項	73件
(3) 注意事項	11件
(4) 意見	8件

8 団体ごとの監査の結果及び意見
 別紙のとおりである。

9 監査を通じての総合的意見
 各団体においては、時代の変化や県民ニーズに的確に対応した健全で合理的、効率的な業務運営に日々取り組んでいるところであるが、今回の監査において、指導事項等の件数が92件にも上り、1団体で110件を超えるところも複数あった。特に、前回指摘事項とした内容について、措置状況の回答とおよびの改善策が全く実施されていないものや、同様の事案が繰り返されているものなど、監査結果が団体の事務改善に活かされていない状況が見受けられた。

こうした未改善の事案について、指摘事項の扱いとしたことを重く受け止め、今回、監査対象とならなかった団体も含め、県所管課においては、団体の事務・事業の実施状況を的確に把握し、事務処理の適正化と質の向上に向け、適切な指導・助言に努められた。特に、県が出資している団体の所管課においては、県行政との関わりが深く、共に事業を推進する関係にあることから、このことに強く留意されたい。

別紙

監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会
所管部(高)課	企画県民部 生涯学習文化課・県民生活・男女参画課 (指定管理)

監査実施日	平成27年9月16日、17日 10月16日
事業の概要	文化の香り高い山梨の表現に向け、県民の自発的な芸術文化、生涯学習活動を推進・支援するとともに、男女共同参画社会の形成を促進し、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に寄与することを目的とする。 (1) 芸術文化の推進及び振興 (2) 生涯学習の推進及び振興 (3) 男女共同参画の推進及び振興 (4) その他上記の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内容	[出捐金] 山梨県立男女共同参画推進センター (公施設) 山梨県立男女共同参画推進センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 15,000,000円 134,176,000円

監査の結果	[指摘事項] 前回監査において、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具器具及び備品については、財務規程に基づき固定資産台帳を備えて管理することとなっているにもかかわらず、ネットワーク機器について固定資産台帳の作成及び登録がなく、減価償却が行われていなかったことから、指導事項とした。 この監査結果に基づき措置状況において、「ネットワーク機器について固定資産台帳に登録することともに、平成25年度に固定資産として計上し減価償却を行った」との回答があり、当該機器については所要の事務処理が行われていたが、今回の監査において、別の機器(ワイヤレスレーザープリンター・ワイヤレスチェューユニット)に同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。(びゅあ総合) [指導事項] 1 ネットワーク機器について、前回監査に基づき固定資産台帳に登録するとともに平成25年度に固定資産として計上し減価償却を行っていたが、耐用年数について10年のところを5年とする誤りがあり、平成26年度の減価償却費が過大に計上されていた。また、過年度の減価償却費が計上されていたため、期末帳簿価額が過大となっていた。(びゅあ総合) 2 普通預金口座に入金された利用料金3,780円について、決算日の3月31日に残高として残っていたが、貸借対照表において普通預金として計上せず、未収金として計上していた。(びゅあ富士) 3 郵便切手額受払額について、払い出しや使用先の記載がもれているもの及び当月末残と翌月の前月繰越残が相違しているものがあつた。(ことぶき柳学院) 4 財務規程第17条の3に「即日」に処理できない現金については、金庫に保管し迅速に処理するものとする。ただし、収納した金額が3万円に達するまでは、7日分までの金額を取りまとめ払い込むことができる。」と規定されているが、双葉ふれあい文化館の利用料金の現金及び森の教室の参加費の現金について、7日を超えて払い込まれているものがあつた。また、双葉ふれあい文化館の利用料金の現金については、3万円を超えた時点で迅速に払い込まれていないものがあつた。(双葉ふれあい文化館) (森の教室) 5 びゅあ3館及び双葉ふれあい文化館の利用料金の会計年度所属区分については、平成20年度改正の新公益法人会計基準に基づき、利用日の属する会計年度で処理している。しかし、財務規程においては、「収入の会計年度所属は、これを領収した日の属する年度」と規定し、利用料金等に関する事務取扱要綱では、「利用料金の会計年度所属は、利用料金明細通知書を発するものは、当該明細通知書を発した日の属する年度」と規定されてお
-------	---

意見	り、同会計基準が反映されたものとなつていなかった。 (びゅあ3館) (双葉ふれあい文化館) 6 平成26年度の修繕費として未払金に計上した、照明交換工事、LED交換修繕工事及び玄関タイル修繕工事の費用について、次のとおり、不適切な処理が認められた。 (1) 上記3件の工事について、検収日が実際の完成確認日ではなく、請求日の日付となつていた。 (2) 照明交換工事は、遅延により平成27年4月10日の完成となったため、平成26年度の未払金とせずに、完成した日の属する年度の支出とすべきであった。 (3) LED交換修繕工事の納品書及び請求書に日付の記載がなく、修繕工事が確認できなかつた。 (4) 玄関タイル修繕工事の請求書に修繕工事の日付がなく、修繕工事が確認できなかった。また、玄関タイル修繕工事のうち外部通路タイル部分補修工事について、「山梨県立男女共同参画推進センター」の管理に関する基本協定書」第18条第3項の規定に基づき県の承認を受けていなかった。(びゅあ総合) 7 印刷機及び折り機(付加装置)の買付借料金の不足分について、4月1日付けで管理費の消耗品費から流用しているが、財務規程第14条第3項に定める予算流用同一が起案されていなかった。(山梨県生涯学習推進センター) 8 印刷機インク等の請求書に請求日付のないものが複数あつた。 (山梨県生涯学習推進センター) 9 複写サービスに関する契約書において、財務規程第44条及び業務委託仕様書の管理運営基準に基づき、記載すべき契約保証金免除条件及び暴力団排除条件の記載がなかった。(山梨県生涯学習推進センター) 10 平成26年4月から高速道路利用料金を通勤手当の支給対象としているが、支給可能な根拠規定が協会職員給与規程に明記されていなかった。 [留意事項] 2件 今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項1件については、固定資産の取扱いについて前回指導事項と同様の内容の不備であり、前回の監査結果が、協会の事務改善に結び付かなかつたことは遺憾である。協会は、多数の施設を運営しており、現場の裁量で行う事務処理も多いと考えられるが、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。
監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学
所管部(高)課	総務部 私学文書課
監査実施日	平成27年9月3日、4日 10月13日
事業の概要	大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。 (1) 大学を設置し、これを運営すること (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること (6) 上記の各業務に附帯する業務を行うこと
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 100.0%) 7,152,075,733円 [交付金] 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金 (標準運営費交付金) 908,223,000円 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金 (特定運営費交付金) 105,493,095円 [補助金] 山梨県立大学施設整備費補助金 12,960,000円 看護職員専門分野研修事業費補助金 3,920,000円

<p>監査の結果</p>	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項] 1 会計事務取扱規程第31条に定められている月次報告書に添付する書類のうち、予算差引簿の作成・添付がされていないかった。</p> <p>2 大学所蔵の図書資料について、図書管理資料管理要項第10条に定める除籍等の処理方法に不備や誤りがあったため、貸借対照表への図書資産の計上額と図書システムによる図書資産台帳の残高に差異があった。</p> <p>3 小口現金について、小口現金取扱要項第7条に「毎日の小口現金出納業務終了後、小口現金の受払を小口現金出納帳(様式第3号)に記載し、小口現金の現在高と帳簿残高との照合をしなければならぬ」と規定されているが、照合されていないものがあった。</p> <p>また、釣り銭資金について、釣り銭資金取扱要項第5条に「釣り銭資金保管簿を備え、毎日翌日に繰り越す釣り銭資金の手許有高を記載しなければならぬ」と規定されているが、記載されていないものがあった。</p> <p>4 エレベーター保守管理業務委託について、契約書等が作成されていなかった。</p> <p>5 預り金の出納について、不適切な事務処理があった。</p> <table border="1" data-bbox="925 336 1117 1030"> <tr> <td>所得税</td> <td>退職手当控除の未納付</td> <td>2件</td> <td>1,171,902円</td> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td>健康保険料</td> <td>1件</td> <td>5,243円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>厚生年金保険料</td> <td>3件</td> <td>9,258円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>控除過不足分</td> <td></td> <td>39,021円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>控除過不足分</td> <td></td> <td>42,335円</td> </tr> </table> <p>6 JRで通勤し回数券の金額で支給している教員の通勤手当の認定に誤りがあり、過大に支給されていたものがあった。</p> <p>7 私用自動車を利用した旅行において、通勤手当との調整に誤りがあり、過大にしていたものがあった。</p> <p>8 通勤届に通勤経路の記載がないものがあった。</p> <p><注意事項> なし</p> <p>意見 経済・社会のグローバル化、少子高齢化の進行など、大学を取り巻く環境が大きく変化する中、県が示した第2期中期目標(平成28年度～平成33年度)の達成に向け、引き続き、地域の産業振興や地域福祉、住民の生活・文化の向上に取り組みとともに、地域の課題解決に貢献できる優秀な人材の地域への供給など、新たに策定する中期計画の着実な推進に取り組まれない。</p> <p>特に、少子高齢化、人口減少等を始めた地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域連携プロジェクトを推進し、地域との連携を強化するとともに、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保や拡充等、自己収入の増加のための活動を積極的に進めることにより財務内容の改善に努められたい。</p> <p>また、今回の監査において、前回指導事項とした図書資産の計上額と台帳上の残高の差異について一部改善にとどまっていた件を含め、8件を指導事項とした。これらは、基本的な事務における確認不足などによるものであるが、職員は、一人一人が県立の大学の運営に携わっているということを常に自覚しながら、適切な事務処理の執行に努めるとともに、チェック体制等の再確認や事務職員の育成等に取り組まれない。</p>	所得税	退職手当控除の未納付	2件	1,171,902円	社会保険料	健康保険料	1件	5,243円		厚生年金保険料	3件	9,258円		控除過不足分		39,021円		控除過不足分		42,335円
所得税	退職手当控除の未納付	2件	1,171,902円																		
社会保険料	健康保険料	1件	5,243円																		
	厚生年金保険料	3件	9,258円																		
	控除過不足分		39,021円																		
	控除過不足分		42,335円																		
<p>監査対象団体</p>	<p>山梨県立行政法人 山梨県立病院機構</p>																				
<p>所管部(局)課</p>	<p>福祉保健部 医務課</p>																				
<p>監査実施日</p>	<p>平成27年10月13日、14日 11月16日</p>																				
<p>事業の概要</p>	<p>山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 医療を提供すること</p> <p>(2) 医療に関する調査及び研究を行うこと</p>																				

<p>監査の結果</p>	<p>[指摘事項] 前回監査において、予算執行表の支出予算の項又は目の科目に、執行額が予算額を超えているものがあり、実質的に支出予算の各項又は各目の金額が流用されていたが、会計規程第14条第2項又は第3項に規定する予算流用申請書の作成及び理事長の決定がされていないことから、指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づき措置状況において、「今後、他の地方独立行政法人の処理方法を確立したうえで、現状の事務処理に沿うよう規程改正を行う等の検討を進めていく。」との回答があったが、今回の監査においても状況の変化はなく同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていなかった。また、執行額に対して予算総額が不足する状況にあったが、同規程第12条第1項に基づき当初予算の変更がなされていなかった。</p> <p>[指導事項] 1 有価証券(債券)の未収利息を計上しているが、日数計算の誤りにより、未収利息が過大計上となっていた。</p> <p>2 医薬品の実地棚卸において、棚卸差異が多額に発生しているが、予備監査日現在まで原因追及がされていなかった。</p> <p>3 長期未収金が次のとおり認められた。(決算日現在)</p> <table border="1" data-bbox="957 1344 1197 2038"> <tr> <td>① 中央病院 医薬未収金</td> <td>259,703,206円</td> <td>② 北病院 医薬未収金</td> <td>19,519,868円</td> </tr> <tr> <td>4 消費税の中間申告納付において、納付期限を過ぎて納付したものがあり、延滞税6,400円を支払っていた。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>5 契約書の記載について、次のとおり不備があった。</p> <p>(1) 単価契約である「北病院除雪業務委託契約書」について、予定数量の記載がなかった。また、違約金条項が単価契約のものとなっていないかった。</p> <p>(2) 単価契約である「臨床検査業務委託契約書」について、予定数量の記載がなかった。</p> <p>(3) 医薬用医薬品の購入に関する単価契約書において、契約保証金を免除していたが違約金に関する事項が記載されていないかった。また、予定数量の記載がなかった。</p> <p>(4) ボリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託契約書及び産業廃棄物処理委託契約書(収集・運搬)において、契約保証金の免除に関する事項及び違約金に関する事項の記載がなかった。</p> <p>6 平成26年度山梨県NICU入院見退院支援センター事業費補助金について、法</p>	① 中央病院 医薬未収金	259,703,206円	② 北病院 医薬未収金	19,519,868円	4 消費税の中間申告納付において、納付期限を過ぎて納付したものがあり、延滞税6,400円を支払っていた。																																	
① 中央病院 医薬未収金	259,703,206円	② 北病院 医薬未収金	19,519,868円																																				
4 消費税の中間申告納付において、納付期限を過ぎて納付したものがあり、延滞税6,400円を支払っていた。																																							
<p>財政的援助等の内</p>	<table border="1" data-bbox="925 1299 1460 2049"> <tr> <td>(3) 医療に関する技術者の研修を行うこと</td> <td>243,220,940円</td> </tr> <tr> <td>(4) 医療に関する地域への支援を行うこと</td> <td>2,908,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 災害時における医療救護を行うこと</td> <td>1,344,000円</td> </tr> <tr> <td>(6) 上記に掲げる業務に付帯する業務を行うこと</td> <td>195,690,000円</td> </tr> <tr> <td>[出資金](出資率100.0%)</td> <td>20,000,000円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] 周産期母子医療センター運営事業費補助金</td> <td>3,157,000円</td> </tr> <tr> <td>NICU入院見退院支援センター事業費補助金</td> <td>4,402,000円</td> </tr> <tr> <td>ゾノム解析・研究事業費補助金</td> <td>15,236,000円</td> </tr> <tr> <td>分娩手当等支給事業費補助金</td> <td>23,025,440円</td> </tr> <tr> <td>災害派遣車両整備事業費補助金</td> <td>3,541,000円</td> </tr> <tr> <td>がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金</td> <td>1,525,000円</td> </tr> <tr> <td>医師臨床研修費補助金</td> <td>599,136円</td> </tr> <tr> <td>救急搬送受入支援事業費補助金</td> <td>712,000,000円</td> </tr> <tr> <td>感染症指定医療機関運営事業費補助金</td> <td>3,517,995,000円</td> </tr> <tr> <td>新人看護職員卒後研修事業費補助金</td> <td>429,313円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師臨床研修費補助金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山梨県立病院機構施設整備等貸付金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山梨県立病院機構運営費負担金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エイズ中核拠点病院事業費負担金</td> <td></td> </tr> </table>	(3) 医療に関する技術者の研修を行うこと	243,220,940円	(4) 医療に関する地域への支援を行うこと	2,908,000円	(5) 災害時における医療救護を行うこと	1,344,000円	(6) 上記に掲げる業務に付帯する業務を行うこと	195,690,000円	[出資金](出資率100.0%)	20,000,000円	[補助金] 周産期母子医療センター運営事業費補助金	3,157,000円	NICU入院見退院支援センター事業費補助金	4,402,000円	ゾノム解析・研究事業費補助金	15,236,000円	分娩手当等支給事業費補助金	23,025,440円	災害派遣車両整備事業費補助金	3,541,000円	がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	1,525,000円	医師臨床研修費補助金	599,136円	救急搬送受入支援事業費補助金	712,000,000円	感染症指定医療機関運営事業費補助金	3,517,995,000円	新人看護職員卒後研修事業費補助金	429,313円	歯科医師臨床研修費補助金		山梨県立病院機構施設整備等貸付金		山梨県立病院機構運営費負担金		エイズ中核拠点病院事業費負担金	
(3) 医療に関する技術者の研修を行うこと	243,220,940円																																						
(4) 医療に関する地域への支援を行うこと	2,908,000円																																						
(5) 災害時における医療救護を行うこと	1,344,000円																																						
(6) 上記に掲げる業務に付帯する業務を行うこと	195,690,000円																																						
[出資金](出資率100.0%)	20,000,000円																																						
[補助金] 周産期母子医療センター運営事業費補助金	3,157,000円																																						
NICU入院見退院支援センター事業費補助金	4,402,000円																																						
ゾノム解析・研究事業費補助金	15,236,000円																																						
分娩手当等支給事業費補助金	23,025,440円																																						
災害派遣車両整備事業費補助金	3,541,000円																																						
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	1,525,000円																																						
医師臨床研修費補助金	599,136円																																						
救急搬送受入支援事業費補助金	712,000,000円																																						
感染症指定医療機関運営事業費補助金	3,517,995,000円																																						
新人看護職員卒後研修事業費補助金	429,313円																																						
歯科医師臨床研修費補助金																																							
山梨県立病院機構施設整備等貸付金																																							
山梨県立病院機構運営費負担金																																							
エイズ中核拠点病院事業費負担金																																							

見	定福利費の積算に誤りがあり、過小に実績報告を行っていた。 〔注意事項〕 2件
意	健康と生命を守る基幹病院として、医療の質の向上と経営基礎の安定化に努め、政策医療を確実に実施するとともに、地域の医療機関との連携を一層強化するなど、医療を取り巻く環境の変化と多様化する県民の医療ニーズに的確に対応し、中期計画の着実な推進に取り組まれた。 また、今回の監査において、執行額が予算を超過する場合の手続きについて、前回の指導事項が改善されていなかったことを指摘した。自ら定めた会計規程を遵守せず、予算管理が適正に行われていない状況が放置されていたことは、極めて遺憾である。このほか、6件が指導事項とされたことも含め、迅速かつ適正な改善を図るとともに、業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努め、今後とも県立の病院として、県民に信頼され県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう業務運営の改善に取り組まれた。 なお、機構の減価償却の方法は、平成19年度税制改正前の旧定額法に基づき、取得価額の5%まで償却を行っている。しかしながら、この方法は、耐用年数を経過した時点での資産価値の実態を反映しているわけではないため、改正後の償却方法により残存価額は1円(備忘価額)とすることを検討されたい。

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
所管部(局)課	福祉保健部 福祉保健総務課・障害福祉課(指定管理)
監査実施日	平成27年9月29日、30日 11月2日
事業の概要	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。 (1) 第一種社会福祉事業 (ア) 養護老人ホームの経営 (イ) 児童養護施設の経営 (ウ) 特別養護老人ホームの経営 (エ) 障害者支援施設の経営 (2) 第二種社会福祉事業 (ア) 老人デイサービス事業の経営 (イ) 老人短期入所事業の経営 (ウ) 障害福祉サービス事業の経営 (エ) 聴覚障害者情報提供施設の経営 (オ) 老人居宅介護等事業の経営 (カ) 相談支援事業の経営
財政的援助等の内容	〔出資金〕(出資率 100.0%) 13,300,000円 〔公施設〕 山梨県立聴覚障害者情報センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成26年度) 34,124,000円
監査の結果	〔指摘事項〕 1 前回監査において、 (1) 軽油、灯油及びA重油の予定価格について、市場価格等から積算した算出価格に対し、契約担当者は、明確な根拠がないまま予定価格を高く設定していたこと (2) 軽油に係る予定価格の積算において、軽油引取税も含めて消費税を算出していたこと (3) レジューラーガソリン、軽油及び灯油の各契約書に予定数量の記載がなかったことから、指導事項とした。 この監査結果に基づき措置状況において、「(1) 燃料の予定価格については、市場価格調査機関の情報等に基づき積算する。(2) 軽油の予定価格については、軽油引取税を除いた単価で積算する。(3) 予定数量を記載可能な場合は、記載することとした。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、前回指導事項としたことが

改善されていたなかった。(きぼうの家)	2 前回監査において、新規土地購入既存施設解体工事請負他2件の契約書に、経理規程第59条に基づき契約保証金に関する条項が記載されていたことから、指導事項とした。この監査結果に基づき措置状況において、「今後は、事業団経理規程施行細則第30条の規定に基づき、「保証金の免除」を記載する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、一般廃棄物処理業務委託契約書及び電動ベッド等の物品売買契約書に同様の事業委託契約書については、貼付押印されたことが改善されていた。また、一般廃棄物処理業務委託契約書については、貼付押印されていた収入印紙の金額に誤り(不足)があった。(桃源庄) (サテライト桃源庄) 3 前回監査において、新館吸収冷温水機緊急修理工事において、経理規程施行細則第41条に定める検収並びに所定書類への検収年月日及び職氏名の記載、押印が行われていなかったことから、指導事項とした。 この監査結果に基づき措置状況において、「今後は、事業団経理規程施行細則第41条の規定に基づき、検収を行う。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、サービスエフエムの購入において同様の事案が認められ、前回指導事項としたことが改善されていた。(サテライト桃源庄) (サテライト桃源庄) (指導事項)
---------------------	--

改善されていたなかった。	1 平成26年度中に処分した売却戸他7点の固定資産について、固定資産処分損が計上され ていなかった。(桃源庄) 2 郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。(本部事務局) 3 郵便切手及び収入印紙の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。 (桃源庄) 4 貯蔵品のうち、黑白剤の期末残高の計算において、単価に誤りあり110,676円が過大に計上されていた。(桃源庄) 5 平成27年3月分電気料のうち、49,013円を未払金に二重計上したため、水道光熱費が過大に計上されていた。(サテライト桃源庄) 6 燃料(灯油、A重油)の契約書の記載について、次のとおり不備があった。 (1) A重油の契約において、契約書第5条第2項に「請求額は、第1条に定める単価に納入量を乗じた金額に、当該金額100分の8に相当する額を加算した金額とする。」とあるため、契約書第1条で税抜金額による単価を定めているが、単価 94.8円の後に「(内取引に係る消費税額7.58円)」との不用な文言が記載されていた。 (2) 灯油の契約において、単価は税込金額で定めており、契約書第1条に「単価 97.2円(内取引に係る消費税額 7.2円)」とあるが、契約書第5条第2項に「請求額は、第1条に定める単価に納入量を乗じた金額に、当該金額100分の5に相当する額を加算した金額とする。」との不用な文言が記載されていた。 (3) 灯油、A重油の契約において、経理規程第59条及び経理規程施行細則第32条に基づき 違約金条項が設けられていなかった。(きぼうの家) 7 契約書の記載について、次のとおり不備があった。 (1) ガソリン・軽油・灯油について、単価契約の契約書に予定数量及び契約保証金に関する条項が記載されていた。また、契約日(4月1日)より後に支出負担行為同いを行っていた。 (2) 再リースした公用車のメンテナンス料に係る支出について、支出負担行為同いを行うべきところ、契約日より後に処理票で行っていた。 (3) 介護実習委託契約書の締結について、契約日(4月1日)より後に起案を行っていた。また、収入印紙が貼付されていた。
--------------	--

見	<p>(4) 一般廃棄物収集運搬委託契約書及びエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき特定建築物の定期報告に係る経費についての請書に収入印紙が貼付されていなかった。また、一般廃棄物収集運搬委託契約書には契約保証金に関する記載がなく、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定建築物の定期報告に係る経費についての請書には日付の記載がなかった。(豊寿荘)</p> <p>8 平成27年3月に行われた、サテライト桃源荘竣工式に係る業務委託の支出負担行為向いの支出限度額及び予定価格調書の予定価格を算出する際の消費税率が、5%で計算されていた。また、見積書点検表に記載されている見積金額が、消費税込みの金額となっていた。(本部事務局)</p> <p>9 賞与引当金については、賞与の額及び当該賞与に係る法定福利費の合計額を計上しているが、事業団の経理規程又は施行細則に、法定福利費を含める旨の規定がなかった。また、財務諸表の注記における賞与引当金の計上基準についても、法定福利費を含める旨の記載がなかった。(本部事務局)</p> <p>10 旅費の現金支払いの際に、旅行者の受領印が押印されていないものがあった。(はまなし寮)</p>
意	<p>今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指摘事項3件については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答どおりに改善策が実施されていなかったものであり、前回の監査結果が、事業団の事務改善に結び付かなかったことは、極めて遺憾である。</p> <p>事業団は多種多様な施設を各地域で運営していることから、経理等の統一的な指導を行うため内部監査を実施しているが、効果的な指導となるよう本部事務局が継続的に関与し、組織全体で事務処理の適正化に努められたい。</p>

監査対象団体	公益財団法人 やまなし環境財団
所管部(局)課	森林環境部 森林環境総務課
監査実施日	平成27年9月10日
事業の概要	<p>環境に関する普及啓発活動を行い、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の環境保全活動を積極的に支援し、もって山梨県の環境保全活動の推進に資することを目的とする。</p> <p>(1) 環境に関する研究活動及び地域に根ざした環境保全のための実践活動に対する表彰</p> <p>(2) 環境に関する普及啓発活動</p> <p>(3) 民間団体による環境保全活動への支援</p> <p>(4) 環境教育のための事業</p> <p>(5) その他法人の目的を達成するために必要な事業</p>
財政的援助等の内容	[出資金] (出捐率99.3%) 479,000,000円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
監査対象団体	公益財団法人 山梨県林業公社
所管部(局)課	森林環境部 森林整備課
監査実施日	平成27年10月11日、2日 11月5日
事業の概要	<p>山梨県において、森林資源の造成、整備を図るとともに、森林・林業に関する普及啓発及び林業の担い手の確保育成を行い県土の緑化、保全並びに農山村経済の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 分収造林及び分収育林に関する事業</p> <p>(2) 森林・林業に関する普及啓発の事業</p> <p>(3) 農山村における林業振興のための事業</p>

財政的援助等の内容	<p>(4) 山梨県の委託を受けてする施設の管理運営等に関する事業</p> <p>(5) 山梨県林業労働センターの運営等林業の担い手確保育成に関する事業</p> <p>(6) その他法人の目的を達成するために必要な事業</p>
監査の結果	<p>[出資金] (出捐率 100.0%) 1,000,000円</p> <p>[補助金] (公財) 山梨県林業公社分収林事業支援補助金 481,185,436円</p> <p>森林整備活性化資金利子助成事業補助金 8,065,014円</p> <p>森林整備担い手対策事業費補助金 10,287,161円</p> <p>森林整備加速化・林業再生事業費補助金 14,908,162円</p> <p>林業労働者通年就労奨励事業費補助金 9,347,207円</p> <p>低コスト林業支援事業費補助金 5,255,088円</p> <p>造林事業費補助金 34,378,849円</p> <p>林材就業促進総合対策事業費補助金 411,864円</p> <p>県有林造林労働者通年就労奨励事業恩賜県有財産特別会計補助金 1,509,630円</p> <p>損失補償(株)日本政策金融公庫及び市中金融機関が(公財)山梨県林業公社に融資した資金にかかると損失補償 6,867,728,521円</p>
見	<p>[指導事項] なし</p> <p>1 奨励事業管理システム改修業務委託契約において、契約書に定められている管理技術者の通知及び情報セキュリティに関する責任を有する者を明らかにする書面がなかった。</p> <p>2 平成26年4月分の公用車のガソリン代の支払において、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>(1) 平成25年度の未払金として扱われるべき、3月25日～28日に給油した102.99L分の代金について、4月分として支払われていた。</p> <p>(2) 契約単面(税抜き)は、3月分:149.4円/L、4月分:151.4円/Lであるが、業者が3月分についても4月分の単価を適用して請求されていたが、請求どおり過大に支払われていた。</p> <p>(3) 公用車のタクシーローテーションを行った際の料金を、業者からガソリン代として請求されていたが、全額、燃料費で支払われていた。</p> <p>3 公益財団法人山梨県林業公社役員等の報酬、手当及び費用に関する規程では、費用弁償として支給する旅費について、「山梨県職員旅費条例の例による。」とされているが、500円未満にあっては500円に、500円以上1,000円未満にあっては1,000円に、それぞれ切り上げて支給されており、平成26年度中に総額、782円過大に支給されていた。</p> <p>4 財務諸表の会計区分については、平成20年改正の新公益法人会計基準に基づき、「法人会計・公益目的事業会計等」とされているが、財務規程第4条第1項においては、「法人会計は一般会計と特別会計とする」と規定されており、同会計基準が反映されたものとなっていないかった。</p> <p>5 基本財産運用益(定期預金利息390円)が指定正味財産増減の部に計上され、一般正味財産への振替を行っているが、財務諸表に注記すべき項目とされている「指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳」が注記に記載されていないかった。</p>
意	<p><注意事項> 1件</p> <p>公社では、平成28年度末の廃止に向けて、当公社の改革プランに基づき、分収林の土地所有者との間に、分収林管理の取組、分収割合の見直し及び契約期間の延長を内容とする変更契約の締結を進めており、平成28年1月末の実施済み件数は、総契約件数3,377件のうち2,283件(67.6%)となっている。公社として残された1年間余りすべての変更契約が締結できるよう、関係機関と協力し鋭意努力された。</p> <p>また、改革プランを実施した場合において、公庫等からの借入金返済のための県補助金やこれまでの県貸付金の償還放棄等により167億円の県民負担が見込まれていることから、今後とも、改革プランを着実に実行し県民負担の抑制に努めるとともに、これ</p>

まで公社が管理してきた分収林を、公社廃止時に県に円滑に移管できるよう準備を進められたい。

監査対象団体	公益財団法人 小佐野記念財団
所管部(局)課	観光部 国際交流課
監査実施日	平成27年9月11日
事業の概要	文化やスポーツなどの国際交流活動等により、山梨県の国際化の推進を図り、もって世界に開かれ、文化的で活力にあふれた、ふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。 (1) 国際交流等の目的をもって行う人物の派遣及び招へい並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助 (2) 国際交流等を目的とする催しの実施並びに個人または団体が行うこれらの事業に対する援助 (3) 国際交流等を行うために必要な資料の作成、収集、交換及び頒布 (4) 上記のほか、法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内 容	[出捐金] (出捐率 93.6%) 300,000,000円
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] 財団事務処理規程第16条に定める事務局長専決事項の決裁について、同規程等には決裁が可能な旨の規定がないにもかかわらず、事務局次長が代決しているものがあった。 <注意事項> なし

監査対象団体	公益財団法人 山梨県国際交流協会
所管部(局)課	観光部 国際交流課
監査実施日	平成27年8月27日
事業の概要	県民が主体となった国際交流、国際協力等の推進を図り、もって世界に開かれたふるさと山梨づくりに寄与することを目的とする。 (1) 国際交流の推進に関する事 (2) 国際協力の推進に関する事 (3) 多文化共生の推進に関する事 (4) 海外山梨県人会との連携に関する事 (5) 国際交流、国際協力等に係る団体の指導育成に関する事 (6) 関係官庁及び団体との連絡調整並びに委託事務に関する事 (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業の推進に関する事
財政的援助等の内 容	[出捐金] (出捐率 79.8%) 200,100,000円 [補助金] 山梨・アインオウ青少年育成事業費補助金 2,000,000円 (公財)山梨県国際交流協会事業費補助金 700,000円 海外県人会等活動促進事業費補助金 960,000円 (公施設) 山梨県立国際交流センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成26年度) 36,975,000円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人 山梨県子牛育成協会
所管部(局)課	農政部 畜産課
監査実施日	平成27年9月25日
事業の概要	山梨県内の子牛の生産、育成並びに子牛の確保に関する事業を行い畜産の安定発展に寄与すること並びに広大な草地・林地を管理することにより国土保全に寄与することを目的とする。 (1) 子牛の生産、育成技術に関する調査及び啓蒙、宣伝 (2) 子牛の生産、育成振興事業 (3) 動物のふれあい事業に関する事業 (4) 公共育成牧場の業務委託事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内 容	[出捐金] (出捐率100.0%) 10,000,000円 (公施設) 山梨県立八ヶ岳牧場 指定期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 指定管理料(平成26年度) 199,140,000円 山梨県立まきば公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成26年度) 17,314,000円
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] 1 貸借対照表・負債の部において、流動負債とすべき1年以内を支払期限が到来する貸与引当金が固定負債に計上されていた。 2 私用車を利用した居所発着の旅行において、通勤調整が片道分しかなされておらず、旅費が過大に支給されているものがあった。 <注意事項> なし

監査対象団体	公益財団法人 山梨県体育協会
所管部(局)課	教育庁 スポーツ健康課、県土整備部 都市計画課(指定管理)
監査実施日	平成27年9月14日、15日 10月22日
事業の概要	山梨県におけるスポーツを振興し、県民の体力の向上を図るとともに、スポーツ精神を養うことを目的とする。 (1) 生涯スポーツの振興を図ること (2) 競技力の向上を図ること (3) 国民体育大会に参加する役員及び競技者を選定並びに派遣すること (4) 各種スポーツ大会、講習会等を開催すること (5) スポーツ指導者を育成すること (6) 総合型地域スポーツクラブの育成を支援すること (7) スポーツ少年団を育成すること (8) スポーツについての調査・研究及び情報を提供すること (9) スポーツの振興に功績のあった個人・団体を表彰すること (10) 加盟団体の組織強化及び相互の連携を図ること (11) 公益財団法人日本体育協会の加盟団体として必要な事業を行うこと (12) その他法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと
財政的援助等の内 容	[出捐金] (出捐率89.7%) 421,340,065円 [補助金] (公財)山梨県体育協会事業費補助金 160,945,441円 (公施設) 山梨県小瀬スポーツ公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成26年度) 426,058,000円

<p>山梨県富士北麓公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 77,520,000円 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター 指定期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 21,719,000円 山梨県緑が丘スポーツ公園 指定期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 74,666,000円 山梨県立八ヶ岳ステータセンター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 50,558,000円 山梨県立八代村藝場 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 5,198,000円</p>	<p>山梨県富士北麓公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 77,520,000円 山梨県立本栖湖青少年スポーツセンター 指定期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 21,719,000円 山梨県緑が丘スポーツ公園 指定期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 74,666,000円 山梨県立八ヶ岳ステータセンター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 50,558,000円 山梨県立八代村藝場 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 5,198,000円</p>
<p>監査の結果</p>	<p>1 前回監査において、 (1) 長期滞留未収金として、「体育史第3巻」の平成20年度販売分90,000円があったこと (2) 貸借対照表に貯蔵品として計上している「体育史第3巻」(549冊、6,039,000円)について、発行から5年近くが経過している。販売できる見込みがなければ会計上除却し、平成25年度の決算では、貯蔵品として計上すべきではないことから、指導事項とした。 この監査結果に基づき措置状況において、「(1) 引き続き冊子販売代金の回収に努めるが、未収金については、平成25年度末に損失処理する。(2) 処理方針を検討し、指摘のとおり処理する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても、これらの指導事項に対する措置手続きがなされておらず、前回指導事項としたことが改善されていなかった。 2 常勤役員の期末手当の額及び支給方法については、「(公財)山梨県体育協会役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の第5条第3項において、「山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の規定を準用する。」と定めており、その規定に基づき支給すべきであったが、山梨県職員給与条例等の規定を準用して支給したため、過払いとなっていた。 (平成26年度 過払額 152,250円) 3 前回監査において、緑が丘スポーツ公園の有料公園施設利用許可申請書の中に、申請日が利用日より後の日付のものがあったことから、指導事項とした。 この監査結果に基づき措置状況において、「利用の前に、利用許可申請書を提出してもらうよう徹底する。」との回答を行っていたにもかかわらず、今回の監査においても同様の事実があり、前回指導事項としたことが改善されていなかった。(緑が丘スポーツ公園) [指導事項] 1 平成26年度決算の貸借対照表において、特定資産に計上されている退職給付引当資産は定年退職の支給率等で積算され、固定負債に計上されている退職給付引当金は期末の自己都合退職の支給率で積算されていた。引当資産(特定資産)と引当金(負債)は、実態に忠じて同額計上すべきであるが、22,658,161円の乖離があった。 なお、退職給付引当資産において、平成26年度末決算時に286,000円が過大計上されていた。 2 売店出店手数料(平成25年3月～平成27年3月分)の未収金339,480円について、督促管理が実施されていなかった。 3 国民体育大会服装費補助金の実績報告書に添付された領収書の支払金額が9,000円不足</p>

<p>見</p>	<p>今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、このうちの指導事項3件中2件については、前回指導事項とした内容に対して措置状況の回答とおり改善策が実施されていなかったものであり、前回の監査結果が、協会の事務改善に結びけなかったことは、極めて遺憾である。 協会は多数の施設を運営しており、管理すべき事務処理も多岐にわたるが、問題点への対応を放置せず、改善に向けて確認、指導のあり方を再検討し、組織全体で事務処理の適正化に努められた。 また、県の条例を準用している期末手当について、規定の適用誤りによる過払いについて指摘した。協会からの経緯説明では、準用規定の改正状況の認識不足が原因であった。県の制度を準用するであれば、県所管課との連携、連絡を密にして、制度の改正状況等の把握に努められた。</p>
<p>監査対象団体</p>	<p>公益財団法人 山梨県臓器移植推進財団</p>
<p>所管部(局)課</p>	<p>福祉保健部 医務課</p>
<p>監査実施日</p>	<p>平成27年9月24日</p>
<p>事業の概要</p>	<p>臓器移植に関する知識の普及啓蒙を図るとともに、臓器機能障害者に対して腎臓移植と腎臓病に関する知識の普及啓蒙と、腎臓移植に関する事業を行い、山梨県民の医療の向上に資し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。 (1) 臓器移植に関する普及啓蒙及び啓蒙活動 (2) 腎臓移植希望者に対する知識や情報の提供を行い、腎臓移植希望登録者の登録及びそれに関連した業務である組織適合検査の手配、補助を行う。 (3) 腎臓提供と腎臓移植に係わる医療従事者及び医療機関に対する啓蒙活動 (4) その他上記の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>財政的援助等の内容</p>	<p>[出捐金] (出捐率28.1%) 10,000,000円 [補助金] 臓器移植推進事業費補助金 650,000円</p>
<p>監査の結果</p>	<p>[指導事項] なし</p>
<p>[指導事項]</p>	<p>1 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額で取得した場合、取得価額を貸借対照表価額とすることとされているが、基本財産100万円の利付国債(10年)購入において、取得価額ではなく債券価額を貸借対照表価額とし、債券価額と取得価額との差額を購入年度の雑収益として計上していた。 2 郵便切手の期末残高が、貸借対照表に資産として計上されていなかった。また、枚数の管理は行っていたが、金額の管理ができていなかった。 3 受取会費・受取負担金・受取寄付金に係る現金収納金について、金融機関への預け入れなどの収納処理を行わず、そのまま手許現金として保管され、経常経費に支出されており、現金管理が適切ではなかった。 4 経理規程第12条に補助簿として定められている正会員及び賛助会員の会費台帳が作成されていなかった。そのため、定款第41条の会員の資格喪失要件の1項目である「継続して1年以上会費を滞納したとき」に該当する対象者が、把握できないうちであった。 5 旅費規程において「出張命令を受けたものは、別に定められる様式により旅費を請求するものとする。」と規定されており、出張命令を前提に、旅費を請求することとなっているが、県外旅費については出張命令書、旅費請求書がないまま、県外旅費については出張</p>

見	<p>命令書がないまま、旅費が支給されていた。</p> <p>6 利付国債（10年）で運用していた基本財産100万円が満期償還となり、利付国債（10年）で再運用しているが、入金に伴う収入引及支出引について、起案・決裁がされていなかった。</p> <p>7 総務規程第8条において「この規定の施行に関する規則は、別にこれを定める」、第9条において「勘定科目は、これを貸借対照表勘定科目及び収支計算書勘定科目に区分し、その名称、ならびに内容については、別に定める」と規定されているが、別途定めるべき規定が整備されていなかった。</p> <p>8 公印管理規程に適切な管理保管に関する具体的な方法についての規定が整備されておらず、公印は施錠されていない引き出しに保管されていた。</p> <p><注意事項> なし</p>
意	<p>今回の監査において、現行の体制に合った事務処理方法が十分に確立されておらず、また、手許保管現金及び収納金の取扱いなど、事務管理に係る規程も十分に整備されていない状況が確認された。</p> <p>こうした現状を踏まえ、内部チェック機能及び相互牽制機能を高めるためには、各種規程の整備や、公益法人会計基準に基づき事務処理方法を早急に確立することが必要であり、規程の見直し及び事務処理体制の構築に向けて積極的に取り組まなければならない。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター
所管部(局)課	福祉保健部 衛生業務課
監査実施日	平成27年8月27日
事業の概要	<p>山梨県における生活衛生関係営業の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の擁護を図ることを目的としている。</p> <p>(1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導</p> <p>(2) 生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導</p> <p>(3) 標準営業約款に関する営業者の登録</p> <p>(4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の企画、開催又はその轉送</p> <p>(5) 生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供</p> <p>(6) 生活衛生関係営業の振興のための事業</p> <p>(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
財政的援助等の内容	<p>[出資金] (出捐率40.0%) 2,000,000円</p> <p>[補助金] 生活衛生関係営業対策事業費補助金 14,779,000円</p> <p>生活衛生営業振興事業費補助金 2,200,000円</p>
	<p>[指図書事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 平成20年改正の新公益法人会計基準において、財務諸表に注記しなければならない次の事項が記載されていなかった。</p> <p>(1) 補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高</p> <p>(2) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳</p> <p>2 郵便切手の期末保有残高が、貸借対照表に資産計上されていなかった。</p> <p><注意事項> なし</p>

監査対象団体	株式会社 山梨食肉流通センター
所管部(局)課	農政部 畜産課
監査実施日	平成27年9月2日 10月13日
事業の概要	<p>食肉流通体系の近代化を図り、もって畜産振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 家畜のと殺、解体 (2) 食鳥の処理、解体</p> <p>(3) 食肉の処理、加工、販売及び輸送</p> <p>(4) 家畜、食鳥の副生物の処理、加工、販売及び輸送</p> <p>(5) 食肉及び家畜、食鳥の副生物の冷蔵、凍結、保管</p> <p>(6) 食肉市場の運営 (7) 前記に付帯する一切の業務</p>
財政的援助等の内容	<p>[出資金] (出資率 35.7%) 150,000,000円</p> <p>[補助金] 山梨食肉流通センター施設整備関係補助金 75,042,766円</p>
	<p>[指図書事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 収入印紙・切手の期末残高が、資産計上されていなかった。</p> <p>2 貸借対照表に同額計上されている、長期預り証券等と預り保証証券等については、取引保証金として定期預金証券等を預かっているものであるが、買権の設定がされていないものがあつた。</p> <p>3 長期滞留未収金(1社 10,119,827円、8年経過)があるが、貸倒引当金として8,446,913円しか計上されておらず、繰入不足額が1,672,914円あつた。</p> <p>4 調整手当について、手当の対象となる職務の範囲とその支払額に関する規定は整備されているものの、手当支給の根拠規定として不明瞭であつた。</p> <p><注意事項> 2件</p>
意	<p>当社は、資本金が総額2千万円であり、税法上、大企業の扱いとなっているが、将来的な果民負担の軽減につながる可能性もことから、中小企業税制を活用できるような規模まで無償減資することについて検討された。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県青少年協会
所管部(局)課	教育庁 社会教育課、福祉保健部 子育て支援課 (指定管理)
監査実施日	平成27年10月5日 11月5日
事業の概要	<p>青少年に活動、研修、交流の場を提供することにより、豊かな感性と創造性を育み、心身ともに健全な青少年育成を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 青少年のための活動、研修、交流の場の提供事業</p> <p>(2) その他の目的達成に必要と認められる事業</p>
財政的援助等の内容	<p>[出資金] (出捐率 39.2%) 20,000,000円</p> <p>[補助金] 青少年育成山梨県民会議助成費補助金 4,705,778円</p> <p>(公施設) 山梨県立青少年センター</p> <p>指定管理料 (平成26年度) 107,180,000円</p> <p>山梨県立愛宕山こども国及び山梨県立愛宕山少年自然の家</p> <p>指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>指定管理料 (平成26年度) 105,224,000円</p> <p>山梨県立八ヶ岳少年自然の家</p> <p>指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>指定管理料 (平成26年度) 95,403,000円</p> <p>山梨県立科学館</p> <p>指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日</p> <p>指定管理料 (平成26年度) 328,648,000円</p>

監査の結果	[指摘事項] なし
[指導事項]	なし
補助の目的	<p>1 財務規程第6条に定める有価証券出納簿の整理・記録が、行われていなかった。</p> <p>2 貯蔵品の決算整理仕訳の振替伝票において、財務規程第70条に定める事務局長の決裁がなかった。また、貯蔵品の期末残高の計算において単価に誤りがあり、貯蔵品の期末残高が494円過大に計上されていた。</p> <p>3 売店委託販売の預り金において、</p> <p>(1) 消耗品費として処理すべき金額を、預り金の支払として処理したため、期末残高が468,382円不足していた。</p> <p>(2) 平成25年度から繰り越された金額のうち134,441円が、平成26年度末においても期末残高として残っていた。</p> <p>4 財務諸表に対する注記では、退職給付引当金の計上基準について「期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額から独立行政法人勤労者退職金共済機構への掛け金の期末評価額を控除した金額の100%を計上している。」と記載しているが、退職給付引当金の期末残高について、当該引当金の計上基準に基づき計算した金額よりも、11,506,572円過大に計上されていた。</p> <p>5 防犯カメラ設置業務契約の請書において、支払い条件は「請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。」としているが、支払が2ヶ月半遅延していた。</p> <p>6 参加者負担金について、負担金ではなく、旅費交通費として支給していた。</p> <p>7 職員給与から控除している社会保険料の残高が、納付すべき額と相違していた。</p>
監査の結果	<注意事項> なし

監査対象団体	一般社団法人 山梨県トラック協会
所管部(局)課	産業労働部 商業振興金融課
監査実施日	平成27年10月20日
財政的援助等の内 容	[補助金] 運輸振興事業費補助金 110,087,000円
補助の目的	<p>運輸事業振興のために、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 特定運輸事業を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業</p> <p>(2) 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業</p> <p>(3) 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業</p> <p>(4) 特定運輸事業の適正化に関する事業</p> <p>(5) 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業</p> <p>(6) 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業</p> <p>(7) 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業</p>
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	山梨県小児救急医療事業推進委員会
所管部(局)課	福祉保健部 医務課
監査実施日	平成27年10月8日
財政的援助等の内 容	[補助金] 小児救急医療体制整備費補助金 75,831,451円
補助の目的	休日・夜間における全体的な小児救急医療体制を整備することにより、県民の小児救急医療に対する需要の増大に応えるとともに、小児科医不足により生じている諸課題に対応することを目的とする。
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人 山梨みどり奨学会
所管部(局)課	教育庁 高校教育課
監査実施日	平成27年10月15日
財政的援助等の内 容	[補助金] 青英奨学金貸付金補助金 69,917,000円 青英奨学金運営費補助金 7,047,888円 交通被災遭見留学奨励費補助金 2,052,000円
補助の目的	向学心に富み有能な資質を持つ生徒であって、経済的理由により修学困難なものに対し学費を貸与し、修学の奨励と健全な育成を図ることを目的として、(公財)山梨みどり奨学会が実施する事業に対し、補助金を交付するものとする。
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	一般社団法人 山梨県医師会
所管部(局)課	福祉保健部 医務課
監査実施日	平成27年10月19日
財政的援助等の内 容	[交付金] 医療提供体制づくり等交付金 40,000,000円 [補助金] 在宅医療推進事業費補助金 1,622,000円 在宅医療推進体制整備事業費補助金 899,000円 在宅医療人材育成事業費補助金 1,341,000円
交付金の目的	一般社団法人山梨県医師会が行う「良質かつ適切な医療を提供する体制の確保、健康増進に関する正しい知識の普及、研究の推進、医療従事者の養成及び資質の向上等のための事業」に対し交付金を交付することにより、県民への良質な医療の提供並びに県民の健康及び衛生の保持を図ることを目的とする。
監査の結果	[指摘事項] なし
[指導事項]	平成26年度山梨県医療提供体制づくり等交付金事業実績報告書において、補助金交付要綱第4条に規定する交付対象経費としない衛星携帯電話(備品)購入費378,000円を救急災害医療の需用費として計上していたため、128,284円過大に交付を受けた。
監査の結果	<注意事項> なし

監査対象団体	山梨県農業会議
所管部(局)課	農政部 農政総務課
監査実施日	平成27年10月19日
財政的援助等の内 容	[補助金] 農業会議費等補助金 35,987,000円 経営構造対策推進事業費補助金 4,729,000円
補助の目的	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、農業委員会及び農業会議が実施する事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金及び補助金を交付する。
監査の結果	[指摘事項] なし
[指導事項]	農業会議費補助金等の補助対象経費である、山梨県農業会議会議員に対する費用弁償について、その支給方法は、山梨県農業会議会議員報酬及び費用弁償規程第4条において、「山梨県条例「付属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」の例による。」と規定され、「旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費に上り計算し、車賃は、全路程を通過して計算する。」とされているが、対象者の住居地の合併前の旧市町村の市役所及び収場から、会場までの直線距離で行われており、支給額に誤りがあった。
監査の結果	<注意事項> なし

監査対象団体	社会福祉法人 蒼溪会
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課
監査実施日	平成27年9月29日
財政的援助等の内容	(公施設) 山梨県立あゆみの家 指定期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 0円
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] なし 講師料について、所得税として10.21%を控除すべきところ10%しか控除していないものがあった。 <注意事項> なし

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課
監査実施日	平成27年9月30日
財政的援助等の内容	(公施設) 山梨県立青精福祉センター成人寮 指定期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 0円 山梨県立梨の実寮 指定期間 平成18年4月1日～平成28年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 0円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	合同会社 富士川・切り絵の森
所管部(局)課	観光部 観光企画・プラント推進課、県土整備部 都市計画課
監査実施日	平成27年10月6日
財政的援助等の内容	(公施設) 山梨県富士川クラフトパーク 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 103,423,347円 山梨県立富士川観光センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 17,930,135円
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] なし 1 施設・設備の保守点検業務等委託契約書、請書3件について、契約解除のための暴力団排除条項の記載がなかった。 2 指定管理者としての受託事業において、経費支出の際に起算されている「支出向・支出決議書」に代表社員及び事務局長の決裁がないまま支出されているものが複数あった。 <注意事項> なし

監査対象団体	株式会社 桔梗屋
所管部(局)課	農政部 花き農水産課
監査実施日	平成27年9月25日
財政的援助等の内容	(公施設) 山梨県立富士湧水の里水旅館 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 29,824,000円
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	富士観光開発・富士グリーンソニックグループ
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課
監査実施日	平成27年10月7日
財政的援助等の内容	(公施設) 山梨県曽根丘陵公園 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料 (平成26年度) 65,123,000円
監査の結果	[指摘事項] なし [指導事項] イベント出演に対する報酬料金と併せて支払った交通費について、所得税の源泉徴収をしていなかった。 <注意事項> なし

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口一丁目六番